

新型コロナワクチン接種について(6月24日現在)

ワクチンの接種順位に従い、町から接種に必要なクーポン券等を個別郵送しています。
 予約方法などの詳細は、クーポン券に同封の通知をご覧ください。

対象・クーポン券発送および集団予約開始日／

対象 (年齢は年度末時点)	クーポン券 発送日	集団接種予約開始日		接種開始予定日
		電話	インターネット	
高齢者(65歳以上)	発送済	平日8:30~17:00	8:30~毎日24時間	接種対応中
・64~60歳 ・基礎疾患のある人 ・高齢者施設等の従事者	7月12日(月)	予約受付中		8月1日(日)
7月16日(金)		7月30日(金)	9月12日(日)	
59~50歳		8月20日(金)	9月12日(日)	
49~40歳	7月19日(月)	9月24日(金)		10月24日(日)
39~17歳		9月24日(金)		
16~12歳	決まり次第お知らせ			

基礎疾患のある人・高齢者施設等の従事者の人へ

- 60歳以上の人** 7月16日(金) から電話またはインターネットで予約できます。
- 59歳以下の人** 7月16日(金) から電話でのみ予約できます。
(インターネット予約は、ご自身の年齢による予約開始日からできます。)
- 39歳以下の人** 下記コールセンターまで事前に申し出た人へ、7月12日以降随時、クーポン券を発送します。

基礎疾患の提示方法／

診断書などの証明書は必要ありません。接種の際に、予診票の質問事項欄に病名を記載してください。
 ※基礎疾患の範囲については、3ページ掲載の【国が示す基礎疾患一覧】を参照してください。

高齢者施設等の従事者の提示方法／

各施設で高齢者施設等の従事者であることの証明書を作成いただき、接種当日に持参してください。

- ※ワクチンは、優先順位に従い順次接種しています。ご自身の予約開始日を厳守してください。
- ※接種開始日は、状況により変更になる場合があります。
- ※クーポン券発送日より前に、町外のかかりつけ医療機関での個別接種が可能な人や、国の大規模接種センターなどでの接種を希望する人は、下記コールセンターへ申し出てください。

接種予約 39歳以下の基礎疾患のある人・高齢者施設等従事者の申出 個別接種等の申出

芳賀町新型コロナウイルスワクチンコールセンター ☎028(678)8773(平日8:30~17:00)

◆集団接種会場への来場に不安がある人へ

集団接種会場に向かう際、身体介助が必要な人は、町社会福祉協議会の送迎サービスを利用できます。
 詳しくは、町社会福祉協議会までお問い合わせください。 ☎町社会福祉協議会 ☎028(677)4711

◆とちぎワクチン接種センターでの接種について

県では、11月末日(予定)までの間「とちぎ健康の森」に県営接種会場を設置します。接種を希望する人は、送付されたクーポン券をご用意の上、栃木県の専用予約サイトまたはLINEで予約してください。なお、県営接種会場のワクチンは、武田/モデルナ社のワクチンを使用しています。

予約対象：県内在住の65歳以上の人(医療機関等で1回以上接種を受けた人は対象外)

※7月14日(水)以降は、県内在住で接種券をお持ちであれば、年齢問わず予約可能です。

予約方法：①専用予約サイト(<https://www.pref.tochigi.lg.jp/e04/r3dakibosessyu.html>)

②LINE(公式アカウント「栃木県-新型コロナ対策パーソナルサポート」)から予約

※二重予約にならないよう、町で既に予約をしている場合は、どちらかの予約を取り消してください。

◆町独自の優先枠

8月から町独自の接種優先枠を設け、対象者に接種を行います。
 対象/町内の小中学校教職員や保育士、学童保育支援員、訪問介護従事者など
 ※対象者には、所属機関などを通して別途お知らせします。



【国が示す基礎疾患一覧】 次の病気や状態の人が優先接種の対象です。

- 慢性の呼吸器の病気
- 慢性の心臓病(高血圧を含む。)
- 慢性の腎臓病
- 慢性の肝臓病(肝硬変等)
- インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病または他の病気を併発している糖尿病
- 血液の病気(ただし、鉄欠乏性貧血を除く。)
- 免疫の機能が低下する病気(治療中の悪性腫瘍を含む。)
- ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
- 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
- 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態(呼吸障害等)
- 染色体異常
- 重症心身障害(重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複した状態)
- 睡眠時無呼吸症候群
- 重い精神疾患(精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、または自立支援医療(精神通院医療)で「重度かつ継続」に該当する場合)や知的障害(療育手帳を所持している場合)
- 基準(BMI30以上)を満たす肥満の人
 ※BMI=体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)